

外国人新規入国オンライン申請のための
ログインID申請サイト

重要なお知らせ

令和4年6月10日より、水際対策強化に係る新たな措置（29）に基づき、観光目的の短期滞在の新規入国を認める（旅行業者等を受入責任者とする場合に限る。）こととなりました。

・水際対策強化に係る新たな措置（29）

入国者健康確認システム（ERFS）を活用した外国人新規入国オンライン申請にあたっては、上記ご確認の上、本サイトにログインID申請を行なってください。

まずお読みください

- 詳しいログインID申請方法は [こちら](#)
- よくあるお問い合わせは [こちら](#)
- 入国者健康確認システム（ERFS）の推奨環境は [こちら](#)

① 「ERFS」を利用するための準備



ログインID申請サイトから「ERFS」にログインするためのID申請を行います。



Eメールで「ID」「パスワード」「証明書ファイル」が届きます。



届いた証明書ファイルをPCにインストールします。

② 「ERFS」からの事前登録



「ERFS」にログインし、情報の登録を行い、事前申請します。

入力に際して以下の情報をお手元にご準備ください。

- ・ 入国者のパスポート情報
- ・ 入国者の入国後待機施設等の住所情報

③ 受付済証のダウンロード



ERFSから登録済みの入国者の受付済証をダウンロードしてください。



受入責任者は入国者にダウンロードした受付済証を展覧し、要請されたときに提示できるようにご準備ください。



入国者が査証申請時に提示します。

在外公館での査証申請

④ 入国後の入国者の待機や行動の管理



入国者が日々の健康確認等の報告を怠るなどの違反をした時に「入国者健康確認センター」からEメールで通知が届きます。



受入責任者の責任により、入国者が誓約書の事項を守るように指導・管理を行ってください。

ログインID申請のための情報入力